平成３０年（フ）第５８号
大阪市東住吉区住道矢田７－５－18－208、住民票上の住所京都市山科区北花山西ノ野町３番地１　ビューハイツ京都山科311号
債務者　鈴木　啓大
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地15棟402号
債務者　石井　美佳
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
京都市山科区栗栖野中臣町１番地　勧修寺第１市営住宅６棟506号
債務者　横野亜希子（旧姓高坂）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
高知県須崎市泉町５番15号　南改良住宅Ａ－102
債務者　田仲　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第２２号
佐賀県小城市小城町479番地２
債務者　菅　　芳文
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
佐賀市神園４丁目５番625号　市営常盤団地625号
債務者　竹永　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３４号
佐賀県多久市多久町2617番地６
債務者　田栗登志子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
大分県別府市大字鶴見3941番地の２　トパーズＭ扇山206号
債務者　大塚　泰弘
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
宮崎県日向市大字日知屋16298番地　メゾンＦⅡ201号
債務者　川崎　由美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第12地割３番地７ハイツニューストーンＣ102号室
債務者　佐々木フミ子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第８号
福井県三方郡美浜町河原市第53号１番地の16
債務者　板谷　善昌
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第９号
福井県三方郡美浜町河原市第53号１番地の16
債務者　板谷あけみ
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第５５号
愛知県岡崎市井内町字桜井４番地１　メゾンほたる　Ａ－１、前住所愛知県岡崎市上和田町字北屋敷13番地　コーポ城南　205
債務者　八尋通信こと　八**尋**　和國
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９号
兵庫県南あわじ市八木鳥井572番地３
債務者　柏木　万惠
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第３０号
佐賀市高木瀬西５丁目９番４号
債務者　木原　沙織
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
佐賀市大和町大字尼寺2738番地11
債務者　佐藤　海人
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
神戸市北区西大池２丁目９番201－1404号
債務者　村田　光博
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部